

第四十六回国会 大蔵委員会 議 録 第四十号

昭和三十一年五月十二日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

岩動 道行君 大泉 寛三君

大久保武雄君 奥野 誠亮君

押谷 富三君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 谷川 和穂君

福田 繁芳君 藤枝 泉介君

渡辺美智雄君 下部 政巳君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

日野 吉夫君 平林 剛君

竹本 孫一君

出席政府委員

(総理府事務官 増子 正宏君)

(恩給局長 大蔵政務次官 額田 彌三君)

(大蔵事務官 大蔵事務局給与課 平井 迪郎君)

(主計局給与課 長)

委員外の出席者

専門 員 拔井 光三君

五月八日

委員岡良一君及び田中武夫君辭任につき、その補欠として赤松勇君及び藤田高敏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員赤松勇君及び藤田高敏君辭任につき、その補欠として岡良一君及び

田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員田中武夫君辭任につき、その補欠として森義親君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森義親君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

公認會計士特例試験等に関する法律案(内閣提出第一五五号)

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、衆法第五号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法等の一部を改正する法律案、公認會計士特例試験等に関する法律案、税理士法の一部を改正する法律案及び安宅常彦君外九名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。下部長官。

○下部長官 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法等の一部を改正する法律案につきまして、質問をいたします。

そこで、まず条文的にこれを追って質問をいたします。

質問をいたしたいと思うのであります。第一、この中に、外国特殊機関職員に係る「云々、こういうことがありますが、この外国特殊機関の内容をつまびらかにしていただきたいと思ひます。

○平井(進)政府委員 外国特殊機関といたしまして今回新たな措置をいたそうと考へておりますのは三つございまして、一つは、旧満州開拓青年義勇隊の訓練機関に勤務された職員であります。第二は旧満州国協和会の職員であります。第三は旧上海共同租界工部局の職員でございます。これらの職員でございますが、いづれもかつて国家公務員または地方公務員であられた方がこれらの機関にいわば出向と申しますか、実質上の出向でございますが、国家公務員なり、地方公務員を退職されて、向こうに出向された。そうして終戦時までこういう機関に在職しておられた、こういう方々について今回通算措置を講じようというものでござい

ます。

○下部長官 わかりました。そこで続いて質問をいたしますが、満州開拓青年義勇隊の訓練機関、さらには満州国協和会、上海共同租界工部局云々ということでございますが、まず前段の青年義勇隊の訓練機関、これはわかるのですが、満州国協和会並びに上海共同租界工部局というのはどういふものであるか。内容を明らかにしてもらいたい。

○平井(進)政府委員 満州国協和会の性格につきましては、必ずしも的確なる説明は、私どもできるかどうか若干疑問がございますが、伺っております範囲内において御説明を申し上げます。

満州国協和会自体は一応民族国家としての満州国の特殊事情に基づく国家統治法の機構の一部を分担するというふうな形でつくられたものというふう

に考へられておりますので、その性格は

満州国統治の特性に基づいて近代国家における政府における行政だけではうまくいかないというふうなことを考へまして、これと政府と表裏一体をなす形で、思想的あるいは教化的、政治的実践活動を行なうというためにつくられたものであるというふうな理解いたしております。

○下部長官 これは恩給局の方がきてからお伺いをいたしたいところですが、その前にひとつ具体的に、この特殊機関の職員でこれを今度適用される人員は義勇隊何人、協和会何人、上海共同租界工部局何人、こういうふう

に具体的に説明してもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○平井(進)政府委員 旧満州開拓青年義勇隊の訓練機関の対象人員でございますが、正確な数はこれからさらに調査をいたさなければならぬ点がござい

ますが、約二百五十名というふう

に伺っております。また旧満州国協和会の職員であつてかつ日本国政府等から出向いた方々、こういう方々は七十名程度であるというふうな伺っております。

旧上海共同租界の工部局の職員につきましては、現在調査中でございますが、人数は明らかでございませ

んが、これはごく少数であるというふう

に伺っております。

○下部長官 いまの御答弁の中に上海共同租界工部局の職員がわからないという

ことなんでありまして、わからない問題をやはりこういうふう

に適用さ

す

す

す

す

す

す

す

す

す

す

す

す

せるというところに問題があると思うのですが、この点の明確な把握というものがなされていないということはどうなんですか。

○平井(通)政府委員 御承知のように、今回共済組合法の長期給付に関する施行規定を適用したと申しますのは、本来共済組合としての立場において問題を処理すると申しますより、先生も御承知のように恩給法の改正が今回予定されておりまして、その恩給法の公務員期間としてこれらの機関に勤務した期間を取り入れるということになったわけでございまして、その点はね返りいたしまして、当然共済組合法におきまして、旧法時代の沿革等から見まして、これを取り入れざるを得ない。いわば自動的な意味において取り入れざるを得なかったわけでございます。そこで、満州国の場合、満州国協和会なり、あるいはその機関の場合等につきましては、人数等も比較的多数でございまして、過去につくられた機関によって人数等を私どもも推定するわけでございまして、上海共同租界工部局につきましては、恩給法関係の人数等はわかりかもしませんが、さらにその中で共済組合法の長期給付制度のみの適用を受ける人員がどれくらいあるのかというところは、残念ながらこの法律案提出の時日までに見当をつけることはできなかったわけでございます。本来の制度改正として、当方から提出する段階であれば当然その点も十分考えてやらなければならなかったわけでございますが、いま申し上げたような経過で提出されたわけでございますので、まことに申しわけございませんが、これからの検討に待ちたい、

ただ先ほども申し上げましたように、ありとしまきわめてわずかな数字であらうということでございます。その程度で御了解をいただきたいというふうに考えておるわけでございまして。○ト部委員 そうすると恩給が改正されるから、いわば共済組合としては受け身の形である、こういう言い方だと思ふのです。そういうふうなことがどう答弁をされますと、現実には恩給自体が改正をされるに至った経過、こういうものをひとつつまびらかにしたい。ただなくてはならぬと思ひますが、この点はどういふものでしょう。

○平井(通)政府委員 恩給法改正の経過でございますが、これは私も主管官庁でございまして、本来恩給局から御答弁をいただくべき筋合いのものであらうと思ひますが、これまで私どもがわかつております範囲において御説明申し上げますならば、一昨年の恩給法の改正によりまして、旧満州国に勤務しておられた方々の満州国の職員としての勤務期間が恩給法上取り入れられ、さらに昨年満鉄その他の期間につきましてやはり恩給法上の公務員期間に取り入れられることになった。こういう経緯がございまして、その際に満州国関係その他北支那、中支那関係で、これらの満鉄その他国鉄関係あるいは電電関係、あるいは専売関係の期間を取り入れるにつきましてはお漏れがあるのではないかと、御議論があったわけでございますが、その一例といたしまして、たとえば満州開拓青年義勇隊の訓練機関の職員等については、性格的に見て、これはやはり同様に取り扱いべきではないかというような御議論があったわけでございます。

て、その後さらに恩給局で御検討を進められまして、その機関の性格から見ても、満州国協和会並びに上海共同租界工部局等もやはりその職員の処遇上、満州国政府等々と、あるいは国の機関等々と同様に取り扱うのが適當であるという結論に到達せられたようでありまして、その結果これらの三機関の職員について恩給法の期間に取り入れるという措置を講ぜられたのであります。○ト部委員 これは恩給局の方にお話をしたいところですが、大体私が把握しておりますところによりますと、これは満州開拓青年義勇隊とか、さらに上海共同租界云々と言っておりますが、実質的には特種、特高警察、こういうものだけが含まれておるといふことが言われておるわけです。恩給局もこの問題についてはかなり圧力が加えられたということで苦慮しておるといふことを聞くのであります。たまたま、いま給与課長のほうからおっしゃられましたけれども、このいわゆる満州開拓青年義勇隊の問題とからめて、過去においてこれも当然共済組合として考慮せなければならぬというふうな附帯決議なるものがつけられたということについて御存じのとおりだと思ふのです。その点の実施をどのように解決しようとしておられるのかを伺いたしたい、このように思ひます。

○平井(通)政府委員 ただいまの附帯決議の点と申されますのはどういふ点でございましょうか。もう一度もう少し具体的に御指摘をいただきたいと思ひます。○ト部委員 これは恩給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議といたしまして、昭和二十八年の恩給法の改正により云々から始まって、沖繩に対するいわゆる戦時加算の指定及び抑留の問題、こゝまで言えどもわかりだと思ふのであります。その中にいふゆる満州開拓青年義勇隊の問題も入っておりますわけですね。以下ざらつと並べられております各種項目が全然今度の問題には出てきていない。むしろただ、いま私が指摘をした特種関係の者だけがここにクローズアップされておるわけですね。共済組合といたしましては当然そういう問題の解決もやはりやるべきではないか、こういう点でどのような見解を持っておられるのかということとを聞いておるわけです。

○平井(通)政府委員 ただいまの附帯決議の中で沖繩の戦時加算の問題は今回避せて処理をされておるといふこととでございまして、その他の恩給法並びに共済組合法を通じて制度上の問題点がございまして、それについて附帯決議をいただいていることは事実でございますが、その中の一番大きな柱にもなっておられるかと思ひます。たとえば既載年金のベースアップの問題等があるわけでございまして、こういう点を中心といたしまして現在公務員年金制度連絡協議会というものをつくりまして、恩給、共済を通じて検討中でございます。したがいまし、これらの諸点についてこの連絡協議会においてある程度の結論を得ますならばこれを予算化し、制度化していくというふうな運びにいたしたいと考えておりまして、ただいま鋭意検討を

いたしておるところでございます。○ト部委員 今度は頼朝政務次官に特に要望いたし、かつまた決意のほどを表明していただきたいと思ふのであります。三十四年の四月二十七日に當時の佐藤榮作大蔵大臣はこの附帯決議について次のごとく答弁をされておる。政府は両院の附帯決議については十分尊重するということをいつも申します。このようないふことを繰り返しておるのでは申しわけないと思ひます。したがって、今後附帯決議についてはほんとうに誠意を持ってこれが実現に努力することを明言して答へにかえさせていただきますと思ひます。このように述べられておるのであります。しかるに、いま御答弁になられております給与課長の御話なのであります。どういふような御答弁なのであります。少なくとも三十四年の四月二十七日であります。そのように當時の大蔵大臣である佐藤榮作さんが申されておることは私は率直なこととして、ことに誠意のあることとしまして耳を傾けたいと思ひます。しかるに、なお今日そういうふうな附帯決議が全然無視されておるといふことは一体どういふことなのか。さらにまた、こういう問題について政府に誠意がない、言うならばその場限りの答弁をしておるといふことにとられても私はやむを得ないと思ふ。この点についてどういふふうにお考えのか。これは大臣がおったほうがいいのであります。頼朝政務次官から一応この点について明確な御答弁を願いたいと思ひます。○頼朝政府委員 ただいま給与課長から御答弁を申し上げました中にも恩給

てこれは冒頭に私の質問に答えて、特殊な事情でそこに派遣せざるを得なかったという御答弁があつたわけですが、それをもう少し具体的に御答弁願いたいと思います。私ちょっと聞き漏らした点もありますので……。

○平井(迺)政府委員　たとえば満州開拓青年義勇隊の訓練機関の職員は派遣の状況でございますが、これらの職員と申しますのは、おおむね内地における小中学校の教員であられた方であると思います。これらの職員が派遣されるにあたりましては、県によってかなりの差はあつたようですが、それぞれ県の県から出ていかれる開拓義勇隊のあるいは父として、あるいは兄としてという立場において指導されるということもありまして、その県から教職員が出かけていかれるということでは、当時の社会的な要請として非常に強かつたわけでございます。そこで県によりましては、県の職員として在職のままでこれらの義勇隊の訓練機関

の職員になられた場合もあるわけでございますが、おおむねの県におきましては、一応やめられて出かけていかれるという形になったわけでございますが、その場合におきましても、先ほど申し上げたような事情で、どなたかが出かけていかなければならぬというところで、実質的に勧奨というような形で出かけていかれた例が非常に多いわけであります。そういった意味におきまして、実質的に見るならば、当時の国または地方職員という方々が、国の要請に応じて出かけていかれたというふうな考えてしかるべきではないかというふうに思います。

それから満州国協和会の関係におき

の職員になられた場合もあるわけでございますが、おおむねの県におきましては、一応やめられて出かけていかれるという形になったわけでございますが、その場合におきましても、先ほど申し上げたような事情で、どなたかが出かけていかなければならぬというところで、実質的に勧奨というような形で出かけていかれた例が非常に多いわけであります。そういった意味におきまして、実質的に見るならば、当時の国または地方職員という方々が、国の要請に応じて出かけていかれたというふうな考えてしかるべきではないかというふうに思います。

それから満州国協和会の関係におき

ましても、これは率直に申しまして満州国政府の職員と人事交流等も盛んに行なわれたわけでございまして、その観点からいたしまして、当時の満州国の恩給法その他の取り扱いをおきまして、当然期間通算を認めていくというような考え方をいたしておったのでございします。

上海共同租界工部局の取り扱いにつきましては、大体これと同じような考え方で処理されておるわけでございします。

○ト部委員 上海工部局の場合におきましても、大体そのように措置をされておるということですが、この点も少し明確にしたい。

○平井(通)政府委員 上海共同租界工部局と申しますのは、設立は明治四十二年に当たるわけでございしますが、その内容を見ますと、組織といたしまして、秘書局の下に法務部、財政部、教育部、収税部、警察部、消防部、衛生部、土木部、物資統制部というような組織を持っております。この名称から見てもおわかりになると思いますが、実質的に見て、共同租界の政府機関であつたわけでございします。したがって、これら共同租界の責任の一端をになつております日本国政府といたしましては、当然これらの機関に何らかの職員を派遣してその責任を果たすという必要を持っておったわけでございします。そのために警察職員あるいは一般職員の中から、これらの工部局に出かけてまいりまして、その職員として勤務したことになるわけでございします。したがって、その実態が政府機関と実質的に同じであるということもございまして、今回同様

の取り扱いをいたすということになつたわけでございします。

○ト部委員 私はすなおにいまの御答弁を受け取りたいと思ひますが、また反面ひねくれるというよりも、現実には私の把握した情報に基づいた一面もありますけれども、この面はまた次の機会に申し上げることにいたしまして、いま給与課長が申されたその御答弁をすなおに受け取つたときに、もしかりにそういう方々であれば、たとえば小学校の教員、しかも県から選出されて、やむを得ずということはおかしいのですが、派遣をされたという方については、私は率直に言つて気の毒だと思ひます。だから、これはこういう措置をしても私は当然いいと思うのであります。もちろんそういうことになりまして、そういう状態がただ抽象的に言われるだけでは私は納得できないのです。

そうすると、少なくともそういう面について、いわゆる政令か、さらに県からまた市から新たに出身を命ずる、こういうものが私は出ておるはずだと思ひます。出ていなければおかしいのであります。出ている文書があれば私は納得いたします。なければあつてもそれは抽象論です。そういう点で、おそれくいまの給与課長のおっしゃられたことを裏づけするそういう文書があると思ひます。その点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。そうしてまたその点に対する当然の資格というものが、さらにそういう者について初めてこれが適用されるのだというふうには私は解釈するのです。それがなければこれは適用できない、こういうふうには考えますが、いかがで

すか。まず文書の問題だけお答え願ひたい。

○平井(通)政府委員 文書につきましても、率直に申し上げて、私も伺つておる範囲で、明確にこれこれを委嘱するといふような形のものに残つておりません。と申しますよりは、むしろそういうのはつきりと委嘱するといふやうなものは、一部の県にありましたが、当該県の職員の資格のままで行つておられるわけでございまして、そうでない場合はやはり退職の形をとりまして出向しておられるわけでございますから、その場合においては、一般的には文書はないといふことを言わざるを得ないと思ひます。

○ト部委員 給与課長も御承知かと思ひますが、戦前の命令というものは、赤紙と同じように、すべてそういう文書がつかまつたものなんです。そういうものが本人が持つておるか持つていないか、これは別であります。しかしながら少なくともそういうものが政府なりさらにはそういう県、市において記録として保管されておらないといふことは私は絶対にないと思ひます。そういうことがもしかりにないとするならば、あくまでもいまの御答弁そのものの自休は矛盾をしておる、また偽りであるといふことを指摘せざるを得ないわけであらう。そういう面では私はここで確認をしたいのは、そういう文書があり、さらにまたその文書の中でその人たちの県、市における明確な派遣というものが明らかにされるのでありますから、その派遣をされるということが明らかにならない者については今回のこれは

適用されない、この点を私は明確にしたいと思ひます。それで、まずその点について、文書の問題は何としてもこれはないといふことでは済まされないのであります。その点をひとつ調査をいたしてもらいたい。それで私にこの委員会において明確にこういうやうな文書が各県で出され、さらに政府も出し、そしてそういう形の中で国家がこの人たちをそういうところに派遣をしたんだという、こういうものを明確にしたいと思ひます。以上です。

○平井(通)政府委員 当時の状況をも少し詳しく申し上げますと、現職のまま送り出されたのは岡山、佐賀の二県でございします。さらに休職という形で送り出したものは岩手、福井、山梨、広島、香川の五県でございします。その他は全部退職という形になっております。おそらく退職という形になつておりました。先生がたまたま御指摘になりましたように、何らかの形で文書による委嘱とかそういうものがあつたとするならば非常にけっこうでございしますが、少なくとも任意退職という形をとらしておるならば果が委嘱するといふやうな形はそれ自体矛盾するわけでございます。自主的に話し合ひ等が行なわれて、だれか行つてほしいという形で退職で出られたといふにしても、ただいまのような処理状況から見まして、文書によつてはつきりと確認できるものはおそれくないといふことをいわざるを得ないわけでございます。ただ、それだからといって直ちに適用するべきではないかどうかという問題は第二段の問題としてあるわけでございますが、私どもとしてはこれらの満州開拓義勇隊等の性格から見ま

して、それらが満鉄その他、いわゆる昨年恩給公務員期間に算入されたバランスから見まして、取り扱いを大きく異にする理由はないという観点からいたしまして、これを恩給公務員期間に取り入れられたものと理解いたしておるわけでございします。その限りにおきまして共済組合の長期給付の基礎期間にもやはり取り入れるのが当然であらう、そういった文書がないがゆえにこれを取り入れることはできないといふことは、少なくとも法律のたてまえとしては無理であらうといふふうに私も考えております。

○ト部委員 では給与課長に反覆して質問をいたしますが、給与課長は冒頭に満州の義勇隊、これとさらにこの説明の中で満州国協和会及び云々、上海租界云々を含めて——といつても上海の場合はわからないといふことでございしますからこれは除くといつたしまして満州開拓青年義勇隊のほうは二百五十名、さらに満州国協和会は五十名、言うならば七十名でありますが、三百二十名という、こういう数字を出しておられますが、全体の満州開拓義勇隊とそれから協和会、上海のそれに携つておつた職員が一体何人おつたのか、この点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 その中の一つの満州開拓青年義勇隊の關係でございしますが、これにつきましては康徳八年十月と申しますから昭和何年でございしますが、ちよつと正確にわかりませんが、その当時における訓練機関の職員として、教職員その他全部を含めまして千五百五十三名という数字が出ております。おそらくこれ以外にもそれらの機関の職員というものはおつたろうと思ひ

ますので、それを含めるとおそらく二千くらいになるのじゃないかという感じを持っております。その他の機関についてはちょっと手元に数字はございませんので、必要がございますれば調査いたしましてお答えいたしたいと思います。

○ト部委員 それでは調査をして、これは資料として出していただきたいと思っております。

○平井(通)政府委員 満州国協和会、上海共同租界工部局関係の日本人職員数というのが出ております。昭和十八年八月一日現在におきまして四百二十五名という数字が出ております。

○ト部委員 そこで、いま給与課長が御答弁になられたように、満州開拓青年義勇隊などという訓練所の職員の数を概算的に見ても二千八百五十人とであります。その中から二百五十人がクローズアップされるというのは一体どういうことか。さらにそういうものに明確な文書等が付き添っていない場合に、われわれも、こう出た場合の予算措置はどうなるか、この点について私は明確にしてみたい。

ただその二百五十人だけがそれに適用されるであろう、こういうことでは私には全体のほんとうの意味でここに派遣された人々のは気の毒だと思ふ。恩給局の方も来られたのであとから触れまされけれども、冒頭に申し上げたようにこれが特許の方ばかりである、こういうところに問題があるのであります。こういう特務機関に携わって——工部局の場合には警察関係、こういうものだけがこれに適用されるということであればこれは問題があると思うのです。でありますから、ここで明らかにいた

したいのは、二千名なら二千名、その中に死亡された方が数多くおるにいたしましても、二百五十名などというところは絶対にないのであります。こういう方がもしそういうことで申請をしてきた場合にはもちろんこれが適用されると思いますが、その面についての予算措置等について、そういういわゆる自分たちの考え方は、なかったのだというふうなことは許されたいと思ひますが、大丈夫です、その点については。

○平井(通)政府委員 少なくともこの恩給法の改正の適用者、ひいては其済組合長期給付施行法関係の適用者の人数につきましても、おそらく人員数から見て大きな異同はないというふうな考えであります。と申しますのは、結局これらの職員は先ほど申し上げたようにかなりの人数にのぼっているわけでございますが、その中でこういった日本国政府の職員としての前歴を持ち、かつこちらに復帰されて日本国政府または地方自治体に再就職されるというふうな方々の問題でございますので、そういう方々の人数としては、先ほども申し上げたような数字から見てもきく狂つてくることとはあるまいというふうなことをおぼえておる次第でございます。

○ト部委員 ではさらに伺ひをいたしますが、そういうような状態の中にあるならば、この上海租界の工部局の問題云々ということについての人数が把握されてないというものは、一体どういふことなんでしょうか。

○平井(通)政府委員 ちょっとその問題について答弁いたします前に、資料で満州国協和会の職員数がわかりましたので、御説明申し上げますと、終戦

当時の協和会の職員総数は部員補以上ということになっておりますが、それで三千六百名、このうち日系職員数が千名でございます。その中で先ほど申し上げたように適用者がさらにしぼられてくるということになっていくわけでございます。ただいまの調査は昭和三十七年十二月一日の大連会館行満州国協和会関係者名簿というふうなものを基礎にしておいたものでございます。

○ト部委員 それでは本論の答弁はまだ残つていますが、どうなんでしょう。

○平井(通)政府委員 恩給局のほうの御調査によりましても人数がどれくらいあるかというのには明確にわからないというところでございまして、一応機関の性格から見ても入れておくほうが間違いない、もしあればという程度の話だということでございます。

○ト部委員 では恩給局の方にお伺ひしますが、いまの答弁は給与課長が恩給局に相談された答弁だと思ふのですが、そういういふかげんなどというふうな提案をしていくところに問題があるというふうに思ふのですが、恩給局のほうはどうなんでしょうか。この点ひとつ恩給局のほうからつまびらかにしていただきたいと思ひます。

○増子政府委員 ただいま問題になっております点でございますが、いわゆる本来の恩給公務員でない者、そういう経歴を持っております者につきまして、その前後の恩給公務員としての在職期間に對し、これを通算するかしな

いかという問題はかねてからいろいろな場合に恩給法の問題として取り上げられてまいりましたことは御承知のとおりでございます。この問題に關しまして

では、満州国等のいわゆる外国政府に勤務しました者についての在職期間をその前後のいわゆる日本政府の公務員であった期間と通算する措置、これは最初に行なわれたわけでございますが、その通算を行なうという趣旨は、いわゆる恩給公務員としての経歴を有する者が、いわばその延長というふうな形で外国政府に勤務をする、そしてその職務上の立場等についてもほぼ継続的な要素も認められるというふうなことで外国政府の場合には行なわれ、さらにまた内地における三公社に該当するいわゆる公共企業体でありますところの外国の特殊機関、いわゆる満鉄等その他のものにつきましてもいろいろ議論検討がなされましたけれども、これは内地におきまして三公社等が従来恩給公務員としての扱いを受けておったという経緯もございまして、それがその均衡から申しまして、これがやはり通算措置が行なわれるというところになつたわけでございます。今回の措置でございます。この通算の要望といふと各方面にわたつて多いのでございまして、それをどのようになおすか、取り上げるかということにつきましましては、政府といたしましては従来の外国政府あるいは満鉄等のいわゆる公共企業体等に類するものについて行ないたいと思ひます。とりましては、考え方と同様の考え方をもちまして、その通算されるべき機関といふものが組織といふものです。そのものが内地における公務員の機関と通算を合理的ならしめる要素といふものをやはり基礎にいたしたわけでございます。そのた

めは、最初から、たとえば今回問題にいたしております協和会の職員について申しますと、最初から協和会の職員になるといふことでそこに勤務した者と、それから従来公務員であった者が、協和会の仕事がいりる国との関係等もありまして、公務員の職をそのためにわざわざやめて協和会に転じたというふうな場合、しかもまた戦後帰つてきて公務に就職したというふうな場合が当然通算の対象として考えられるのではないかと、今同様の改正案におきましては、協和会及び開拓義勇隊の指導機関の職員というふうなものを考えたわけでございます。ただいまの上海共同租界工部局の関係におきましても、その性格等からいいますと、やはり従来の外国政府あるいは公共企業体等との関係から申しまして、内容的にあるいは性格上、通算措置を認めるのが妥当ではないかという考え方がいまして、この改正が行なわれたい場合に適用を受ける人員の多少といふと、非常に少数であるからどういふようなことではなくして、いままでも申し上げましたような趣旨なり性格の上からこれは同様に取り扱うべきである、こういうことで実はこの改正が立案されたわけでございます。

○ト部委員 わかりました。それでは大蔵省のほうもあとから答弁をしてもらいたいと思ひますが、まず恩給局長がおいでにならないので大蔵省のほうとやりとりをしておりませんが、では満州開拓義勇隊、さらには上海工部

局さらには満州国協和会、これの人員は大体何ぼなんですか。

○増子政府委員 御質疑は、その当時の在職者の総数とそれから適用見込み数と両方ということでございますか。――いまお伺いしましたところ、大蔵省の給与課長から大体いまままで申し上げておったということでござい

すが、なお十分でない点がございまして、なお調べました上でお答え申し上げます。

○卜部委員 給与課長は恩給局の方が来なければ云々ということから、工部局の問題については大体の把握ができていないというような御答弁に私は聞いたのですが、そうじゃなかったわけですね。いまちょっと見ておきますと局長に給与課長のほうから教えたりしているから、そうするとこれは意思統一がされていないのですか。そういうことはどうなんですか。それじゃ工部局なんというのには有名無実であつて、たまたま圧力団体からそういうものも含めると言うから入れたというだけの問題ですか。そうしか解釈できないじゃないですか。何にもないのです。数字もなければ、具体的な計数も把握していない。となつたら、いわゆるアクセサリーというよりも、さっき私が言ったようなかつこうの意図が十分あることをあなた方が認めざるを得ない立場に置かれたということになるのですよ。そういうふうには確認してよろしいございませうか。私はそれを國民の前に明らかにしますよ。給与課長どうなんですか。私は恩給局長でも来ればその問題が明らかにされるかと思えばそうじゃなくて、総体の人員といまの問題を給与課長と相談して後に御答

弁申し上げますなどと言われたらさっぱりわからなくなつた。どうなんですか。

○平井(進)政府委員 上海共同租界工部局の総人員につきましては、先ほど私が御答弁申し上げたとおりでございまして、ただその中で恩給法の適用を受けて今回通算措置を受ける方が何名であるか、これについては恩給局からお答えいただくわけでございますし、

が、さらにその中で恩給法自体の適用は受けない、しかし雇用人等の資格期間を持つて勤務しておられる方というの、ありとしてもほとんどないであらうということが言えるだろうと思ひます。ただ万一ということもござい

ますので、私のほうの共済組合としても一応制度上受け入れ態勢をつくつたということでございます。

○卜部委員 増子局長は答弁の中に、多くても少なくともそういうことは関係ございせん、ともかくこういう法律をつくる以上は全部適用をされるのであるという御答弁があつたわけですね。そういうことで、多ければ多くてもよろしい、少なければ少なくともよろしいなどと言つても、実際の予算とい

ものは一体どうなるのですか。把握した人数に基づいて、概算的にでも計上していく、さらにそれを予想して予算を組み立てていくということが私は全然だと思ひます。そういうものが全

然なくて、多くても少なくともいい、こういうことでは私は若干問題があると思ひますが、この点はどうなんですか。

○平井(進)政府委員 共済組合の場合におきましては、先生すでに御承知と思ひますが、これらの職員の通算に要

します費用は追加費用といつたしまして、国が全額負担するといつたてまえになるわけでございます。その場合におき

ます追加費用の負担方式につきましては、恒久的な負担方式が現在きまつておりません。そこで御承知のように従来ある程度の金額をそれぞれ当該年度の予算で定めるというやり方をして

おつたわけでございますが、本年度から前年度における追加費用総額に若干のタイム・ラグによる金利をつけまし

たものを当該年度の初めにおいて国が支払う、こういう形に切りかえたわけ

でございます。いわば実績に基づいてその翌年度において計上する、こういうようなやり方になるわけでございます。したがっていましてこれらにつきま

しては、現在のところ特にこの分だけを取り上げて予算上別途計上するとい

う措置は講じていないわけでございます。

なお参考までにどの程度の金額になるかという見通しでございますが、先ほどの上海共同租界工部局を除きますならば、共済組合関係では、旧満州開拓義勇隊訓練機関関係で、おそらく年額にして四百万円程度であらう、あるいは満州協和会関係については百五十万円程度であらうかというようなきわめて大ざっぱな推算はいたしております

が、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたような負担方式をとつておりますので、直ちにこの予算に精細なる積算をすることはいたしておらないわけでございます。

○卜部委員 いま共済組合の資金の問題について触れられたわけですが、この点は私またあとから掛け金の問題等に触れていきたいと思ひますので、そ

の点については一応おくことにいたし

まして、一番最後に答弁された中

とかくばかされてくるのは、工部局の問題が幽霊のように明らかにされない

のです。満州義勇隊とか、さには協和会の問題だけでは明確なものが常につきま

つてくるけれども、工部局に

関する限りは幽霊みたくにふわふわ消えていく、これは一体なんですか。そういうものがなければ消えたらどうす

か。しかもいま答弁の中でも、全然資料として出ないようなものだった

ら削つてもいいのでしよう、どうですか。いまの給与課長の説明でもふわつと消えていくわけですね。

○平井(進)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、本来の国家公務員共済組合法の長期給付施行法自体としてどうしても取り上げなければならぬ形は、雇用人等の資格期間を持つておられる方の場合になるわけ

でございますが、これらの雇用人等の資格期間のある方というのは、上海共同租界工部局の場合にはたしてあるか

いか、ありとしてもきわめてわずかであらうというところは言えるわけ

でございますが、ただ法律のいさ

いから申し上げますならば、一応恩給法で定められた外国特殊機関の在職期間とい

う書き方になっておるわけ

でございます。さらに具体的に恩給法に基づき政令で機関指定が行なわれるわけ

でございます。それを自動的に受けているというふうな形でありまして、直ちに法律上の結論としてどうこうとい

うをいま申し上げるよりは、むしろ実施の段階におきましてそういうもの

すべてそれに当たるかどうか、おそらくはその内数になるのではなからうかという感じがいたすわけでありませう。これはいままでのいろいろな場合の恩給法の改正等でもさうでございませうが、具体的に決定いたしますのはかなり詳細な資料を出していただきまして、それによりまして該当するかいなかを決定するわけにございませうので、最終的には見込んだ数字よりは大体は少なくなるのが従来の例でございませう。ことに問題でございませうのは、御指摘のございました工部局の職員でございませう。これはいままで私も話を伺いました中では、まあ大ざっぱに言つて四、五名ぐらいの該当があるやうに聞いておるわけにございませうけれども、前歴その他に恩給公務員に該当するといふことではございませう。すなわち、一名もしくは二名程度ではなからうかといふやうな心証を得ておるわけにございませう。そういうことで数字の上では取り扱つておるわけにございませう。

○ト部委員 局長にお伺いしますが、九十八名というのは恩給が適用される方、こういうことでございませう。恩給を適用される方というのは、大体職員にいつてどういふ方ですか。いま恩給を適用される方のいわゆる開拓団だとか、さらには協和会だとか、出身別があると思うのですが、そういう点について開拓団のほうは何名、さらには協和会のほうは何名ということが把握されておられますか。

○増子政府委員 先ほど突然に連絡がございましたために、その数字の資料、こまかなものを持ってまいりませんでしたので、調べましてから、もし

お許しただければお答え申し上げたいと思ひます。

○ト部委員 そういたしますと、給与課長のほうから工部局云々という問題については、政令等において、もしなければ十分に考えるといふことを言われたのでありますが、実際問題としていま出てきていないやうな問題について、ことに工部局の問題についてはかなり問題があるところだ。そういう点について、これは政令の中という点となつて、これは率直に言つてまいりますが、これは率直に言つて私たちの目を通らないといふやうなう点で、この点を次の機会にしても何の機会にしてもさうですが、そういう者が何名おつたかといふことを明らかにするといふ考え方はあります。この点をちょっと質問しておきたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 先ほど恩給局長から御答弁がございましたように、現在御調査を始めておられるようでございますが、法律の通過を前提としない調査をするといふことはなかなかむずかしいのでございませう。具体的にいまの段階で共済組合関係の工部局職員を把握するといふことは、率直に申し上げて無理であらうと思ひます。ただし、先ほど申しましたように、現在の法律の書き方自体としては、工部局なり、協和会なり、あるいは開拓団の訓練機関なり、これらの機関の性格から見て、少なくとも通算が妥当であるといふやうな考え方に立つておるわけにございませう。しかも法律の書き方自体が、外国特殊機関という書き方になつておりました、それ自体恩給法

の規定を受けておるといふ形になつておりますので、特にこれだけは必ずといふことはいかかかと考えておるわけにございませう。

○ト部委員 では恩給局長のほうへお伺いいたしますが、九十八名が適用云々といふことをおっしゃられました。その中で、これは局長に申し上げておきたいのは、私は確たる情報を持っておるといふことを前提として御質問申し上げておりますから、いいかげんな答弁では困るのですが、この恩給に適用せよ、改正をせよといふかなり大きな圧力が恩給局にかつたといふことを私は聞いております。同時にまたその人員すべてが特高警察、いわゆる特審といふやうなことを私は聞いておるわけですが、この点はどういふふうになつておるか。いまのようなかつて資料がないといふことになつてしまつと、わからぬといふことになつてしまつと思ひますが、前段としてはそういう一つのかかなり大きな圧力が、局長よくおわかりだらうと思ふので、その点はどうかと思ひます。全然、ございませんでしたか。

○増子政府委員 圧力と申しますと、どの程度で圧力になるか、なかなかむずかしいのでございませう。いわゆるこの通算問題につきましては、この数年來いろいろな要望、陳情等がございまして、これは事実でございませう。ただし、いまの協和会等に関係いたしますのかもしませんが、特高関係といふお話がございませうけれども、私、その点では全く承知いたしております。

○ト部委員 そのことを裏書きするやうに最初にこれは給与課長に質問をいたしましたのでありますが、恩給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が出ております。これは局長御存じでしょう。その中にこういう問題もありませう。満洲開拓団の問題もある。数多くの問題があるわけですね。そういう問題が全然無視されて、この三つだけがクロージアツプされたといふところにこれを裏づける大きな根拠があるわけですね。この点につきましては給与課長から明確な御答弁がございました。また頼朝政務次官からもこの点についての決意なるものが表明されたわけでありませう。しかし、さういふやうな問題を恩給局自体としてはなぜ取り上げなかつたのか、この点をひとつ質問してみたいと思ひます。

○増子政府委員 先ほどもちょっと触れましたけれども、恩給法の改正につきましては、あらゆる部門につきましても従来からいろいろ要望がございませう。そのうち相当部分はすでにしばしば国会における附帯決議という形で、行なわれておるわけにございませう。問題を職員期間の通算といふことに限定いたしますと、従来から陳情のありましたもののおよその取り上げ得るものは今回で取り上げたといふやうに考えておるわけにございませう。その他まだいわれる問題として残つておるものもございませうけれども、先ほど私から申し上げましたように、恩給公務員として通算の対象にするといふことからいいますと、その期間あるいは職員勤務の内容等から見まして、今回予想いたしておりますこの三つのものの以外では、非常に問題がむずかしいのではなからうか。今回の分につきましては、先ほど申し上げましたやうな意味において、恩給法としてもまず一応は許される通算の対象ではないかといふやうに考えておるわけにございませう。したがって、今回取り上げていない、今回予想していないものにつきましては今後なお私も研究をいたすつもりでございませうけれども、いわゆる通算の対象として取り上げるといふことは、まだ残つておる問題は非常に多くございませう。したがって、さういふやうな特殊な事情によつてほかのものは差しおいて、今回これを取り上げたといふやうな事情は私全く承知してないことでございませう。

○ト部委員 先ほどの質問と重複するかもしませんが、問題がこれだけに局限されたかといふことは、それだけの通算問題もあるからといふことでございませう。農林省の場合なんかにはないのですか。

○増子政府委員 農林関係の公社といふことでいまお話がございましたけれども、私、昨年の夏から恩給局長に就任しておりますのでございませうが、私の聞知の提起はなかつたやうに承知しております。

○ト部委員 問題の提起があるかないかは別問題といたしまして、現実には共済組合審議会などでも論議を加えられ、かつ農林省自体のほうから、農林省自体といふよりも、そういう組合員の中から、職員の中から、問題はこつたやうに通算をされる中で、電通、国鉄、三公社の問題がありませうが、その中に当然林産公社、農林公

七

社、各公社でもって執行をされておる
こういう問題を何とかしてくれという
要望が全然なかったということでは、
私はちょっと問題があると思うので
す。やはりそういう声があったという
ことを局長が全然御存じないというこ
とでございませうか。

○増子政府委員 私はいままで伺っ
ておりません。

○ト部委員 給与局長、どうなんで
すか。

○平井(通)政府委員 実は最近、ほ
か
の問題でそういう関係の履歴のある方
がお見えになりました、逆に伺ったこと
があるのでもございますが、むしろ年金
等につきましても、率直に言つて、もう
大体通算されている人が多い、二十年
以上になつておられる、いまさらそ
ういう職員期間を資格期間に入れてみ
ても、大した意味はないのじゃないか
ということをおつておられる向きもござ
いました。したがって、最近はそのよう
意味におきまして年金通算の御議論は
新たに出ておられないのじゃないかと存
じます。最近私どものところにお見え
になったときのお話では、年金通算の
話ではなくて、退職手当の期間にそうい
う職員期間を入れてもらいたいという
話でお見えになったことはございます。

○ト部委員 だいたい同じところに賃
金を集中されておられるので、続いて賃
金を発展させていきたいと思つていま
す。

先ほどちょっと触れましたけれども、
も、恩給がまだ残つておられるという問
題にからめてありますけれども、経済
成長、物価の値上がり、さらには国民
生活の向上等から、実際問題として年
金がいまおっしゃられたように、見
放されておられるのであります。

こういうふうな恩給の改定と相まつて
年金の改定も当然あつてしかるべきだ
と思うのであります。この点はどう
ですか。

○平井(通)政府委員 先生御指摘の問
題は、既裁定の問題のベースアップな
いはスライド制の問題であらうと思
ひますが、これらの点につきましても
は、さきの国会で附帯決議等もいた
いておりまして、何らかの形ででき
るだけすみやかに解決しなければなら
ないであらうというところは私も痛感
いたしております。このようない問題
を処理いたしまして、このようない問
題をたしなす機関といたしまして、昨
年の十二月に次官會議の決定をもち
まして公務員年金制度連絡協議会とい
うものができたわけでございます。そ
こで恩給、共済を通じての既裁定年金の
ベースアップないしはスライド制の問
題について研究をいたすことになつて
おります。最近における物価情勢その他
から見まして、できるだけすみやかに結
論を出したいということ、恩給局も
もちろん御参画になりまして、た
だいま鋭意検討いたしているわけでござ
います。

○ト部委員 鋭意検討中であるとい
うことなんです、近くまた法律案が出
るといふことを聞いておられるわけ
なんですけれども、それとの関連はな
いわけですか。

○平井(通)政府委員 先生御指摘の問
題は、共済組合法の一部改正を近々提
案するのではないかとお話をござ
います。まだ提案されておられませ
んので、どうなるか明確に申し上げか
ねる点もございしますが、かりにこの
国会に共済組合法の一部改正を提出
いたす

といたしましても、その中には、残念
ながらその制度改正の問題は繰り込む
段階に至つておりません。と申しま
すのは、公務員の場合の年金のスラ
イドの問題につきましては、恩給の場合
でございます。国の一方面的負担の原則
が確立したというわけでござい
ます。共済組合の場合でございますが、
既裁定年金のベースアップ財源をだ
れが負担するかという問題が一つござ
いますので、そういう問題を解決しな
ければなりません。さらにまた、スラ
イドをするにいたしまして、その基
準は、恩給法の従来からの考え方
のよき公務員ベース基準という考
え方、進むのかどうか。つまり社会保
険全体の考え方としては、国民の所得水
準なり物価水準の上昇というふうな
ものと見合つて考えるという基本的
考え方でございます。そういう考え方
方のもとに恩給のベースアップ等が
行なわれる場合との調整をどのように
考えるか、いろいろむずかしい問題
があるのでございまして、今回の厚生
年金法の改正規定によりまして、法
律自体としては具体的な規定を設ける
にまつていない、スライドの原則を
うたうにとどまつておられるという
こと、これがございまして、基準自
体はこれから考へていくということ
になつておるようでございます。

したがいまして、そういう四圍の情
勢を考えながら、一方では恩給のベ
ースアップ等々相互勘案しながら答
えを出していかなければならない。そ
の意に合はなかつた。まだまだい
ろいろな問題を一つづつ検討し、解
決して答へを出さなければならぬとい
うことでございます。

とでございますので、残念ながら今
回の改正には間に合わないだらうとい
うことであります。

○ト部委員 そういたしますと、この
問題については将来十分考慮するとい
うことでよろしいわけですね。——そ
ういふふうにおっしゃられたわけ
です。これはひとつ私は明確に確認
していただきたいと思つてます。よ
ろしうございませう。——そうい
うか。明瞭にそういうふうにし
てもらふということではよろしいで
す。それから恩給法の問題の中で、先
ほど申し上げたような、チェッ
クする場がないというのを申し上げ
ました。率直に言つて、共済組合等
についてはそういう審議会などあり
まして、答申がなされますので、当
然そこでは十分な意見が出される
わけで、恩給法だけはそういうか
うで、恩給法だけはどうも政府が
思うままに出して、こういふこと
が出てくる。こういうことが出て
くるわけですが、今回もこの提
案にありまして、恩給法の改正に
伴つていよいよ共済組合も当然こ
ういふふうにしていくんだといふ
ことの提案でございませう。そう
いたしまして、この恩給法はまだ通
つていないので、しょう。そうし
て、これはむしろ私は、当然に共
済組合のほうから先議をして、そ
れで恩給法などというものはあと
からこれにつけていくのがほん
とだと思つて、どうですか。もち
ろんそういうチェックする機関が
当然あつて、そこで十分審議した
中から恩給法が改正されていく、
このことが正しいのです。全然
あなた、恩給なんの問題について
は、そういう審議する機会が

ない。まあ国会の場合はありますよ。
その間の過程というものは全然意見
が反映されない、こういうことにな
らうかと思つて、この点については
今面がたまたまいい機会でありま
して、恩給法がこういうふうな提
案をされておられますけれども、ま
だ内閣委員会のほうでは審議がな
されておられないのであります。こ
ちらのほうから先議をされてお
りますから、こちらのほうの結論
に従つて恩給法も変えていくとい
うことが私は正しいと思つて、こ
の点はひとつそういうふうな
改めようというものがあつたと思
つて、どうですか。——答申は
やはりきぬです。顧問政務次官
からひとつそういうふうな言
つてもらいますか。

○平井(通)政府委員 ちよつと
その前に事務的に御説明申し上げ
ておきます。

法律の条文をごらんになるとわか
ると思うのでございまして、共済組
合法の法規則の面では、先生御指
摘のような三機関をどれを入れ、ど
れを入れないというふうな形の名
称自体が出てまいらないわけでは
ございませう。金庫についてこれ
を入れてしまふという御議論でござ
います。ならば、これは確かに一つ
の議論としては成り立つわけでは
ございませう。あるものは入れ、
あるものは入れないというふうな
形はなかいかと思つて、申し
ますのは、これは「法律第五十五
号附則第四十三條の二に規定する
外の特種機関職員に係る」とい
うふうになつておられます。それ
を受けておられます。法律第五十五
号附則第四十三條の二に規定する
外の特種機関職員に係るというの
は恩給法のほうでございませう。

とでございますので、残念ながら今
回の改正には間に合わないだらうとい
うことであります。

○ト部委員 そういたしますと、この
問題については将来十分考慮するとい
うことでよろしいわけですね。——そ
ういふふうにおっしゃられたわけ
です。これはひとつ私は明確に確認
していただきたいと思つてます。よ
ろしうございませう。——そうい
うか。明瞭にそういうふうにし
てもらふということではよろしいで
す。それから恩給法の問題の中で、先
ほど申し上げたような、チェッ
クする場がないというのを申し上げ
ました。率直に言つて、共済組合等
についてはそういう審議会などあり
まして、答申がなされますので、当
然そこでは十分な意見が出される
わけで、恩給法だけはそういうか
うで、恩給法だけはどうも政府が
思うままに出して、こういふこと
が出てくる。こういうことが出て
くるわけですが、今回もこの提
案にありまして、恩給法の改正に
伴つていよいよ共済組合も当然こ
ういふふうにしていくんだといふ
ことの提案でございませう。そう
いたしまして、この恩給法はまだ通
つていないので、しょう。そうし
て、これはむしろ私は、当然に共
済組合のほうから先議をして、そ
れで恩給法などというものはあと
からこれにつけていくのがほん
とだと思つて、どうですか。もち
ろんそういうチェックする機関が
当然あつて、そこで十分審議した
中から恩給法が改正されていく、
このことが正しいのです。全然
あなた、恩給なんの問題について
は、そういう審議する機会が

とでございますので、残念ながら今
回の改正には間に合わないだらうとい
うことであります。

○ト部委員 そういたしますと、この
問題については将来十分考慮するとい
うことでよろしいわけですね。——そ
ういふふうにおっしゃられたわけ
です。これはひとつ私は明確に確認
していただきたいと思つてます。よ
ろしうございませう。——そうい
うか。明瞭にそういうふうにし
てもらふということではよろしいで
す。それから恩給法の問題の中で、先
ほど申し上げたような、チェッ
クする場がないというのを申し上げ
ました。率直に言つて、共済組合等
についてはそういう審議会などあり
まして、答申がなされますので、当
然そこでは十分な意見が出される
わけで、恩給法だけはそういうか
うで、恩給法だけはどうも政府が
思うままに出して、こういふこと
が出てくる。こういうことが出て
くるわけですが、今回もこの提
案にありまして、恩給法の改正に
伴つていよいよ共済組合も当然こ
ういふふうにしていくんだといふ
ことの提案でございませう。そう
いたしまして、この恩給法はまだ通
つていないので、しょう。そうし
て、これはむしろ私は、当然に共
済組合のほうから先議をして、そ
れで恩給法などというものはあと
からこれにつけていくのがほん
とだと思つて、どうですか。もち
ろんそういうチェックする機関が
当然あつて、そこで十分審議した
中から恩給法が改正されていく、
このことが正しいのです。全然
あなた、恩給なんの問題について
は、そういう審議する機会が

とでございますので、残念ながら今
回の改正には間に合わないだらうとい
うことであります。

から、したがって、そちらのほうは内容規定をそのまま形式上受けとめるというわけになるわけでございます。したがって、これをさらに、ただしその中のどれに限るとここで書いたとおりでも、恩給法の関係は別になるわけでも、恩給法の場合にはたまたま其済組合の長期給付施行法だけの適用を受けるような雇用人等の場合には逆に非常不利になる場合が出てくる。したがって、恩給法の改正自体の可否を御議論いただく場合において、そちらの場合において御検討いただかないと、其済組合の関係だけの適用を受ける職員にかえって非常に不利なことが起こる、こういう事態がございますので、私もといたしましては、少なくともその御議論の点については、先ほど申し上げたように其済組合の立場としては自動的でございますけれども、同時にまた個々の職員について非常にアンバランスを生ずることもいかかと思われ、御審議をいただくようにいたすほかはない、このように考えております。

○ト部委員 それでは、政務次官が御答弁になる前に一つ追加して決意のほどを表明していただきたいと思うのであります。

いま給与課長のほうからそういうことが言われまして、平たく言うならば受け身であるという先ほど申し上げたようなそういうことで表現されておるわけですが、しかし事実上は、このように三者機関等においていろいろと審議をされておるわけでありまして、恩給に関する限りはチェックする場がな

い、こういうことでは、いま言ふ問題が多々疑惑として国民も持ち、また私も持つわけでありまして、その面で恩給の法改正についてはやはり同じような疑問をこれから——もちろん先ほどの質問と若干矛盾をするのですね。こういうものではなくしてしまえという私の持論なんですから、また別な救済規定なんかをつくれないことを言っておりますから、その面では若干矛盾をするかもしれませんが、しかしながらこういう問題については、存続する限りは恩給の改正等についても若干そういうような審議を設ける必要があると思うのですが、この点についての政府の見解をひとつ明らかにしてもらいたい。

○額部政府委員 恩給に対してはチェックする方法がないというような御議論でございますが、ここでたまたま恩給法が通らない前に其済組合法を通すのが一つのチェックになりはしないかということでございますが、この点につきましては、其済組合が恩給法をチェックする役目を持つべきであるかどうかという問題につきまして、給与課長の答弁でいいと私は思っております。

もありませんように、まだ私たちはその答弁に納得しないものを数々持つておるわけですが、疑惑もあるわけでございますし、やはりそういうような問題に對して、政府は国民にそういう疑惑を持たないための絶対——絶対といつたらことばがきびしいのですが、当然必要があると思うのであります。ただ先ほどの佐藤大蔵大臣当時の議事録に述べられたような発言と同じように、額部政府委員が検討するなどと言つてあとは検討しなかつたということのなにより、今度はこの問題について真剣に検討してみよう、この点について十分意のあるところ、そしてまた誠意のあるところを決意として表明していただきたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○額部政府委員 十分検討いたしましたし、御意見を参照いたしまして結論を出したい、こういうことを考えております。

○ト部委員 そこで、毎年毎年同じことを繰り返すことがあつては、これは申しわけない。私はあくまでも、佐藤さんのことを引用するようでは恐縮でございますが、そういうことではいけません、と思ひますので、大体の時期を、いつごろまでにその結論を出すのか、この点をひとつ、あまり短兵急な質問ではございませんが、一応お聞かせ願ひたいと思ひます。私はこの議事録を見ておつてもどうも信用できないのです。三十四年に言われたことがなおかつ今日繰り返されておる、こういうことがありますので、今回だけは、ちよつとことばがきびしいようですが、いづつごろまでにその検討のあれを出す、こういうことをひとつ出していただきたい

と思ひます。

○額部政府委員 ただいまお話しのように非常にむづかしい問題で、いままで結論の出ないような状態でございまして……

○ト部委員 いままで検討してないんでしょ。

○額部政府委員 いや相当検討しておると思ひますが、それでなおかつ結論が出ないのでございまして、私の立場といたしましてはいつまでに結論を出すというのを申し上げかねる立場でございます。御了承願ひたいと思ひます。(一ぺん次官会議を開いていつ答えるかということをとつておけばいいのだ、と呼ぶ者あり)

○ト部委員 私は堀委員のほうからの発言をオウム返しに申しませんが、大体その意のあるところが額部政府委員にはわかつたと思ひますのでございまして、その点についてひとつ明確にしたい、いただきたいと思ひますが、それはよろしうございませう。政務次官、よろしうございませう。

○額部政府委員 先ほど申しましたように、私の立場といたしましては、これは重大問題でございますから、直ちに期限を限つて御答弁を申し上げかねますが、総理府とも関係がございまして、また大臣の御意向も聞かなければなりませんが、それによりまして善処したいと思ひます。

いでの討議内容ですね。こういう問題を明らかにするということですが、よろしうございませう、その点は。

○額部政府委員 条件等につきましてはなかなか簡単に私は出ないのじゃないかというふうには、実は私なりに考えておるわけでございます。したがって、それらの点につきましては十分大臣あるいは総理府と協議をいたした上で結論を出したいと考えております。

○ト部委員 私の言う条件というのは私がつける条件なんでありまして、内容の条件ではございません。ですから政務次官が少なくともそういうことを回答されておる以上は、そういう内容についてさらに審議過程についてどうなりつつあるということくらいは私たちに明らかにしていただきますようにという、こういうことです。それはよろしうございませう。

○額部政府委員 問題がある程度固まりましたら経過を御説明申し上げます。

○ト部委員 くだいようなんですけれども、内容がまとまりましたらばなどと言つて、これはまた日がたつて忘れてしまふというふうなことがあつてはならぬと思ひます。ですからその点について近い将来に、少なくとも今年じゅうくらいには明確な線を出していただきたい、私はこういうふうな考えを述べますが、その線というのはこれを検討を加へるとかなんとかいう、そこまではならぬにしても、次官会議でどれくらいのことか論じられたとか、さらにはどのような積極的な取り組みを行なつたかというところは今年じゅうにできると思ひますが、この

点はよろしうございますね。

○**編輯政府委員** 適当な機会に御期待に沿うような経過報告はいたさせていだきたいと存じます。

○**ト部委員** 委員長にお願いいたしますが、政務次官という立場であつて、大蔵大臣といふ打ち合わせをしなればいかぬという、こういう配慮のもとになかなか明快なお答えがいただけません。しかし少なくとも委員会において委員長が私の発言を聞いておるのでございますから、少なくともこの問題について大蔵大臣等における折衝の点についてのそれをぜひ政務次官が行なうようにひとつこの点は勧告をしていただくと、同時にそれを監視していただきたいと思います、このことを特にお願いいたします。

○**山中委員長** 政務次官から大蔵大臣にいただいたの申し出について当然報告をされるでしょう。その結果大蔵大臣は本法案を審議している最中に必ず出席をするわけですから、そのときにあらためて、きょう報告を受ければ大蔵大臣からまた責任者として違つた答弁があり得ると思ひます。それまで政務次官に対しては御猶予願ひたいと思ひます。

○**ト部委員** では大蔵大臣が来られたときに答弁を求めるといふことでよろしうございますね。

○**山中委員長** もちろん来る前には報告して大蔵大臣も連絡すべき点は連絡して調査してくるでしょう。

○**ト部委員** わかりました。

では続いて申し上げたいと思ひますが、先ほどの年金の問題とからめてであります、御承知のように四年前に年金がきまつた方が現在十二、三万円

の年金しかもらつていない。言うならば生活保護と同じくらいだといふようなことですね。六、七万だといふような人もおるわけなのでありますけれども、そうした面において先ほど給与課長のほうから御答弁がありましたけれども、率直に言つてこの共済組合そのものが相互扶助だといふたてまえもありまして、この点についての掛け金の問題等もあつて、かなり問題はあるといひまして、こういう問題については先ほど私確認をいたしましたように、十分今後において対処し、またかつその点の検討を加えていくといふことを確認したい、こう思ひます。

そこで今度近く大蔵省が負担割合の改正を行なうやに聞いておるわけでありまして、この点についてどのようなことを提案されるのか、まあこれは予測でありましてけれどもお伺ひをいたしたいと思ひます。

○**平井(通)政府委員** 前段の共済制度の既裁定年金につきまして、スライド制ないしベースアップの問題を検討するといふことでありますが、社会保険全体としてやはりそう言つた既裁定年金のベースアップといふものは本質的に必要なものといふふうに認められておりますし、その範囲におきまして共済組合につきましても当然そのような制度を考慮する、そういうたてまえのもとに積極的に検討をいたしております。

後段の問題でございますが、社会保障制度審議会等にすでに御諮問申し上げた大蔵省の考え方といたしましては、共済組合の長期給付に要する費用の負担割合につきまして、従来組合員

つまり職員の負担割合は百分の四十五、国の負担割合が百分の五十五でございしたものを、今回職員の負担割合を百分の四十二・五、国の負担割合を百分の五十七・五に引き上げる、こういうような考え方の方で改正をいたしたいといふふうに考えております。

○**ト部委員** すでに四現業の共済組合におきましては掛け金率が高まつたといふことが言われております。これに對しまして大蔵省からこれはまた圧力だなどといふことをば使うと問題があります、かなり強い圧力がかつておるといふことを私は聞くわけですが、これはどういふことかと言つて、早く決定をせよといふことでもって四現業のほうはこの掛け金率といふものを定めておるわけでありまして、この点に對してなぜそういうことを追つてきたのか、さらに国家公務員のほうとしては実施期日を十月一日という問題もあるわけでありまして、そういうふうな問題についてのアンバラが生じはしないか。この点のいわゆる配慮がどのように大蔵省においてなされたかをちょっと質問しておきたいと思ひます。

○**平井(通)政府委員** 四現業の共済組合の長期給付の掛け金率の引き上げの問題につきましては、すでに共済組合の新制度による長期給付の充足の時点が違つておりました、これはあらためて申し上げるまでもないことでありますが、四現業の場合は三十四年一月一日、非現業の場合におきましては三十四年十月一日から新制度に移行したわけでございます。その結果といたしまして、法律の第九十九条の規定によりますところの再計算の規定、つまり

五年に一回再計算をしなければならぬといふ規定の適用時期がおのずから異なつてまいつたわけでございます。四現業については本年の一月一日をもつて再計算をし改定を行なわなければならぬといふことになるわけでございます。その点におきましてすでに五期間もかなり経過しておるわけでございます。しかも、かつまた過年度の財源率の増加に伴う国庫負担の増加という問題もございまして、できるだけすみやかに再計算をお願いしたいといふことは申し上げておつたわけでございます。その結果といたしまして、大体三月末ないしは四月初めにそれぞれ再計算の事務を終るといふことでござい

ます。なお非現業の共済組合につきましては、現在共済組合連合会等におきましては、財源率検討委員会というふうなものを設けまして、事前の準備を十分いたしておりますし、またその他の共済組合、たとえば建設省の場合においてもこれまた話し合ひをやつておられるわけでございます、いずれにしても法律上義務づけられた再計算の時点にはこういふことを当然行なつていくといふことで、現在の法律のたてまえからすればやむを得ないであろうといふふうに考えております。

なお御質問の点は、国庫負担率の引き上げの時点によつて非常に受益の時期が違ふといふことにも関連する問題であらうと思ひます。確かにおっしゃる通りに、現業の共済組合の場合におきましてはこの一月から掛け金率が若干上昇する、それで今後国庫負担率の上昇の時期にそれがさらに下がる、そ

ういう形になるわけでございます。逆に非現業の場合でございますと、かりに現在予定しているように十月一日で改正を行ないますならば、上がるといひましてあまり掛け金率も上がらないで済む。そこにアンバランスがあるのではないかと思ひます。これは制度問題といたしまして国庫負担率の引き上げを考へるわけでございます、財源率と直ちにこれを結びつけるということとは、私どもとしてはとらざるところでございます。しからばそういう制度の改正時点が十月一日と、非現業に有利な時点になつたのはどういふ理由かといふことにならうかと思ひますが、これは御承知のように現在まで社会保険全体につきまして、鋭意検討を進められた結果といたしまして、厚生年金の水準もおおむね二倍程度に上昇するといふような改正法案が提出されておりますし、また農林業団体職員共済組合につきましても、この十月を契機として公務員の共済年金と同じようなレベルにまで改められるような改正が考へられておりますし、さらに私学の教職員共済組合につきましても同様の趣旨の改正案が考へられておるようでありまして、このように年金水準が共済組合を通じて平準化するといふことになり

ますと、それに対する国庫負担の割合といふものもおのずからさるる考へることが妥当であるといふように考へられるわけでございます、その観点から今回の負担割合の引き上げを行なつたわけでございます。この点からいたしまして、十月くらいがせいぜいであるといふように考へられたわけでございます。またこの負担割合の実施に必要な

費用というものも、人件費のやりくりというように形で作るわけでございませうから、その限りにおきまして、せいぜい年度途中の語として十月くらいが限度だというように考えられるわけでございます。それがたまたま非現業の場合の財源率の改定の時期と一致したことは事実でございますが、いずれにいたしましても制度改正による受益の問題と掛け金率の改定の問題というものは、あくまで性質上別のものでして議論する以外にはなからうというように考えておるわけでございます。

○ト部委員 負担割りと財源率の問題につきましては、やがて法案が出たときにまた論議することにしたとして、実は今度の予定されておる法案についてはおそろく三点ほどあると思うのです。施行期日の問題とか、さらに公庫等に転出した職員の復帰希望の取り扱いだとか、さらに長期給付に対する費用の負担割合とか、こういう問題が出てくるだろうというこの予想が成り立つわけであります。

そこで、ちょっと質問しておきたいのであります。先ほどちょっと給与課長から出されております附帯決議云々というところであります。第二十八国会の衆議院大蔵委員会が出された附帯決議、さらに第二十八国会の参議院内閣委員会が出された附帯決議、さらに三十一回国会における参議院内閣委員会の附帯決議、こういうものが出されておりますが、こういうものは、この法案の中に十分加味されるものだというふうな考えておりますが、この点はどうかというふうなところをおかをひとつ質問したいと思ひます。

○平井(通)政府委員 今回の法律改正でこれから提出したいと考えておりますので、いま確定したことを申し上げるわけにはまいりませんが、私どもの考えておりますのは、先生たいま御指摘のように、長期給付に関する国庫負担率の引き上げの問題並びに公庫等への転出職員の中の復帰希望職員の取り扱いの問題等の三点でございます。率直に申しまして、附帯決議等従来指摘されております具体的問題については、必ずしも回答をいたすことは考えておりません。と申しますのは、一番大きな問題であるスライド制の問題等につきましては、先ほどから御答弁申し上げましたように、なお結論を得ておらないような状況でありまして、なおその他の点については今後さらに技術的な検討も行ないまして答えを出したい。社会保障制度審議会等の御答申の中にも、また他の社会保険とのバランス上の諸問題、あるいは技術的の諸欠陥というようなこともいろいろ言われておるわけであります。それらの点については、さらに今後の検討を待つて処理することにしたと考へております。

○ト部委員 そのもの以外に、実は各共済組合、さらには各関係の労働組合のほうから数多くのいわゆる改正点の要求が出されておると思うのであります。この改正点に對しましては、どのように取り扱おうとしておるのか質問したいと思ひます。

○平井(通)政府委員 労働組合なり、あるいは共済組合連盟というふうなものから、いろいろな改正点の要求が出ておるわけでございますが、率直に申しまして、今回の改正は、国庫負担率の引き上げを中心としたきわめて限られたものになったわけでございます。その他の問題につきましては、御要求の中を見てみますと、かなり社会保険全体に関連するような問題も多いわけでございます。そういう点を含めまして、技術的問題もいろいろ勘案しながら今後検討を進めてまいりたいということでありまして、したがって、時期の遅速等はあるかと思ひますが、御要望の点については十分検討いたしたいと考えておるわけでございます。

○ト部委員 老後の生活の保障やさらには医療保障なんかの問題について、いままでの法律の中ではかなり欠けておる点があると言つたら語弊がありますが、万全を期さなければならぬ点が現行法におきましては多々あると思うのであります。そういうような形の中で、私は当然これは改正すべきであるというように考えるわけであります。が、この点については、私がさういふふうな考えておることと同意見であるかをちょっと伺ひたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 老後の生活の保障として、現在の共済組合制度が万全であるかという御質問でございますが、私も必ずしも現在の制度が万全であると考えておりません。ただ、御承知のように共済組合制度も社会保険の一環をなしておるわけでございまして、国家公務員あるいは地方公務員あるいは公企体職員等の立場のみから見れば、さらに給付水準を上げることが当然望ましいことであるわけでございます。すなわち、全体としての社会保険のバランスも考えなければならぬ

い。したがって、彼此勘案しつつさらに制度の改善をはかつていきたいというところでございます。

○ト部委員 これは現実に起きておる問題であります。農林省の臨時職員の問題さらには一時年金の受け取りの問題等において数多くの問題点を含んでおるわけであります。しかしながら、これは、やがて出てくる法案との関係もございまして、その中で一括審議をいたしたいと思ひます。

そこで、委員長に特別にお願いをいたしておきたいのでありますが、この長期給付に関するところの、今日出されております法案でありますけれども、委員長も御承知かと思ひますが、私が指摘をいたし、かつ給与課長も答弁をなされておりますように、やがて大蔵委員会にこの法案がかかつてまいります。そうした場合において、この法案と不可分の関係にあると思ひますので、この点はやはり一括審議をさせていただきます。こういう点の配慮をひとつ委員長に特別にお願いをいたしまして、今度出てきます法案とからめて審議をいたしていきたい、このように考えます。

以上をもちまして質問を終わりたいと思ひます。

○山中委員長 いまごろ法案を追加して出そうというところが非常識なんです。出てくる以上はあなたの御意見も参考としてひとつ処置いたします。次会は、明十三日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十一分散會

大蔵委員會議録第二十号中正誤

ページ	行	誤	正
二二	七	制度の	制度に
五五	三	きめて	きわめて
六一	六	その部は	その部分
八一	三	どこから	どこから
九二	三	施設に	いる施設に
一二	二	約略	約束
三二	七	師会則	師会側
四四	元	置措	措置

昭和三十九年五月十六日印刷

昭和三十九年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局